

夢洲カジノを止める大阪府民の会との協議等議事録（要旨）

I R 推進局

- 1 日 時 令和6年3月7日（木）午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 夢洲カジノを止める大阪府民の会
- 4 協議等の趣旨 第2回以降の大阪I R（統合型リゾート）説明会開催について
- 5 出 席 者
（団体側）
15人
（本 市）
I R 推進局 2人
- 6 議 事

（1）説明会の全体計画について（1. ①）

団体要望概要

- ・ 次年度も説明会を開催する計画はあるのか。
- ・ 参加希望者がそれぞれの都合に合わせて参加する回次を選べるよう、年度当初に日時や場所などの全体計画を示してほしい。

本市説明概要

- ・ 府民・市民向けの説明会については、次年度も引き続き開催することとしている。
- ・ 説明会の全体計画については、そういった意見がある旨、持ち帰る。

（2）説明会の周知徹底について（1. ②）

団体要望概要

- ・ 岸和田市で開催された第4回説明会には20人程度の参加者しかいなかったが、会場の定員に見合った広報ができていないのではないかと。また、高齢者はホームページやSNSを見ないため、新聞折込みや町内会の回覧板などを使い、広く周知してほしい。
- ・ 税金を使って説明会を開催するのであれば、参加者数や府民あたりの参加率を目標として設定すべきではないかと。住民説明会の事業を実施しているが、府民がこの事業で認識を深めたかの調査がされていない。効果の検証をすべきである。

本市説明概要

- ・ 説明会の開催に当たっては、大阪府・市の報道発表やホームページ、SNSなどに加え、タイミングなどの条件を整えば、府政だよりによる広報を行っており、今後も可能な限り周知に努める。
- ・ IR推進局はIRを推進する部署であり、説明会はIRについての意義、効果、不安への対策について知っていただく場として位置付けている。
より多くの府民・市民の方に直接説明する場を設けるべく府内各地で開催しているところ。当日参加できなかった方などに向けては、説明会の概要が分かるよう、当日配布した説明資料をはじめ、職員からの説明や質疑応答の要旨、アンケートによる追加質問への回答などを大阪府のホームページ上に掲載しており、説明会当日の参加者数や参加率だけをもって事業自体を評価することはできないと考えている。

(3) 申込時の質問等について (1. ④)

団体要望概要

- ・ 説明会の質疑応答において、環境アセスメントや防災対策、ギャンブル等依存症対策など、担当部署が出席していないため、十分に回答できないことがある。説明会を説明のための場とするのであれば、申込時に質問を受け付け、あらかじめ担当部局に確認した上で、説明会において回答してほしい。
- ・ それができないのであれば、万博推進局などの各担当部局や大阪IR株式会社から回答できる職員を説明会に出席させてほしい。

本市説明概要

- ・ 説明会の開催に当たっては、関係部局への確認などを含め、想定しうる質問などへの準備を行った上で、臨んでいるところ。なお、その場で回答できなかった質問については、持ち帰り、担当部局に確認した上で、後日、大阪府のホームページ上に回答を掲載する形で対応している。
- ・ 当該説明会は、区域整備計画の説明会として開催するものであり、この計画を所管するIR推進局が主催し、当日の運営に当たっている。

(4) 説明会のライブ配信等について (1. ⑤)

団体要望概要

- ・ 障がいがあるなどの様々な事情により会場で参加できない方にも会場の雰囲気伝えるため、ライブ配信を行うとともに、アーカイブとしてホームページなどに残してほしい。
- ・ 説明会における撮影や録音は禁止しているのか。また、プレス取材は認めているのか。
- ・ 他の参加者により撮影・録音される可能性があることは、主催者であるIR推進局から説明し、了承を得るべき。また、撮影・録音されることが嫌な方に対しては、参加を断るなどすればよい。

本市説明概要

- ・ 説明会の概要については、大阪府のホームページ上において、当日配布した説明資料をは

はじめ、職員による説明や質疑応答の要旨、アンケートによる追加質問への回答などを掲載しており、参加されなかった方に対しても情報提供を行っている。

- ・ 説明会における撮影や録音自体は禁止していないが、配信を行うなど、その使用に当たっては、情報発信者において、映り込んだ方などのプライバシーに配慮した形で適切に対応する必要があると考えている。また、報道関係者に対しても、取材等に当たっては、参加者のプライバシーに配慮するようお願いしている。
- ・ プライバシーへの配慮については、撮影や録音などを行う者が責任をもって対応すべきもの。また、府民・市民に広く参加を呼びかける説明会の趣旨から、撮影や録音などに了解が得られないことを理由に参加を断ることはできない。

(5) 説明会の質疑応答について (2. ①、④)

団体要望概要

- ・ 説明会においては、職員による説明の時間を短くし、双方向の対話の場である質疑応答の時間を十分に確保した上で、回答時に説明資料を再度読み上げるといった無駄な時間を減らし、有意義な質疑応答としてほしい。また、質疑応答においては、参加者の質問に対して十分な回答がなされないまま、次の質問に移ることがあり、双方向の対話の場とは言えない。回答に当たっては、質問者が納得できる内容であったかを毎回確認すべきであり、納得できない場合は、追加質問を認めるなど、議論の場としてほしい。
- ・ カジノ・IRは、本来違法である博打を公的に行うものであり、住民の合意を得て進めるべき事業であるため、参加者のほとんどが納得できない説明会を繰り返しても意味がない。次年度以降は、説明会の質を上げるため、説明・回答した内容への理解度や納得度を測り、事業としての効果測定を行った上で、見直しや改善を図るべきではないか。

本市説明概要

- ・ 第2回以降の説明会においては、説明時間を短縮し、質疑応答の時間を確保するよう努めており、その限られた時間の中で、より多くの出席者からご質問などを受け付けるため、質問は1人につき1つとしているが、時間に余裕があれば、2巡目として、同じ参加者からも再度質問などを受け付けることとしている。
- ・ 前述のとおり、次年度も引き続き説明会を開催することとしているが、説明内容については、事業の進捗状況やアンケート結果なども踏まえ、検討していく。

(6) 知事、市長、IR推進局長の出席について (2. ⑤)

団体要望概要

- ・ 知事と市長は顔を知っているため、今年度の説明会に出席していないと分かるが、IR推進局長は出席していたのか。

本市説明概要

- ・ 今年度で開催した説明会には出席していない。